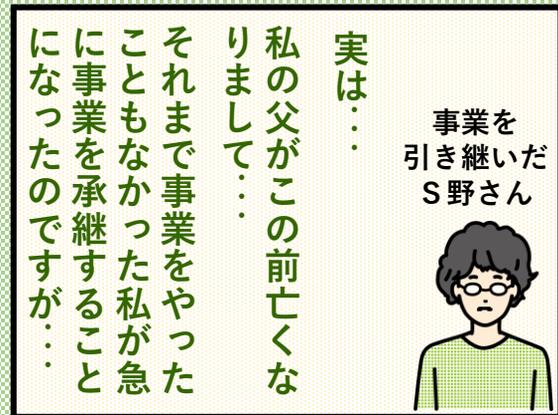
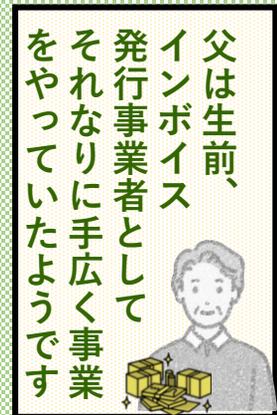
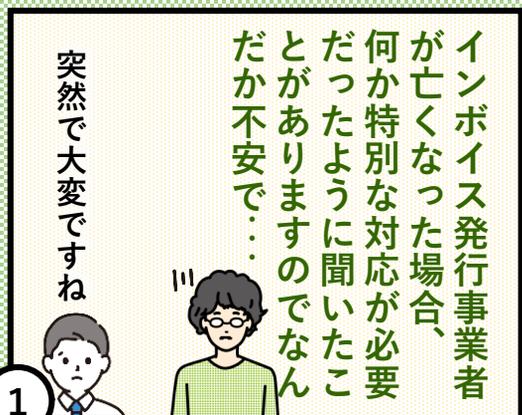
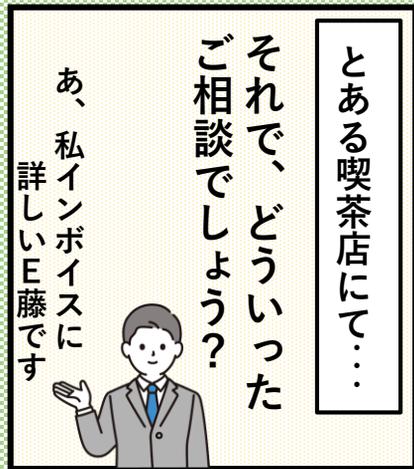
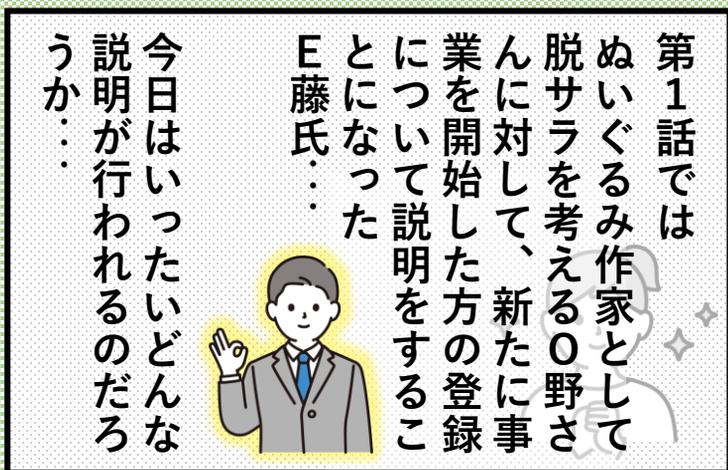
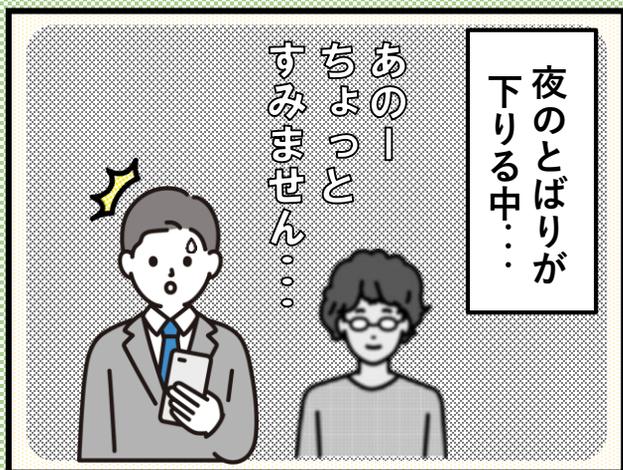


マンガでわかる

新たに事業を開始した方向け

# インボイス制度 の留意点

## 第2話 相続・・・それは突然やってくる



この「みなし登録期間」中は、事業を承継した相続人が、被相続人の登録番号を利用してインボイスを発行することができます



その上で、ご不安は解消していきましょう・・・！

まず、インボイス発行事業者である被相続人の事業をインボイス発行事業者ではない相続人が承継した場合、その相続人が承継した事業に係るインボイスを交付することができない期間が生じるとなると、事業の継続に支障を及ぼす可能性があるため、「みなし登録期間」※が発生し、その期間中は、相続人をインボイス発行事業者とみなすこととなります



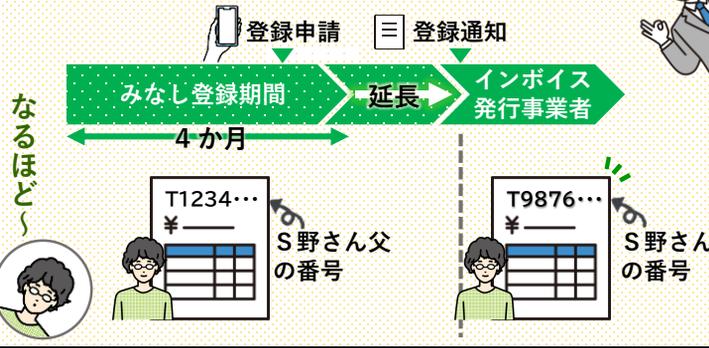
※ 相続のあった日の翌日から、当該相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日又は被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間となります

その代わり「みなし登録期間」中は、相続人は、課税事業者とみなされることになります



しかし、登録申請書の提出を忘れていて、みなし登録期間を超過してしまったような場合、どうなるのでしょうか？

その他、みなし登録期間中に登録申請書を提出した場合、登録の通知が届くまでみなし登録期間が延長するので、スムーズにインボイス発行事業者に移行できるようになっています



そして、課税事業者とみなされて納税が必要となるのです



次に登録を受ける方法です

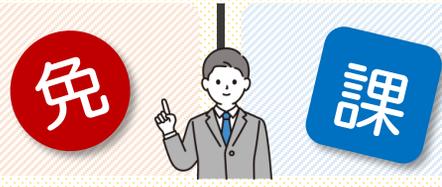
まず、相続により事業を承継した際、被相続人の2年前の課税売上高に基づいて、相続人がその年、課税事業者となるかが決まります

被相続人の2年前の課税売上高が

1,000万円以下  
↓  
S野さんは  
**免税事業者**

1,000万円超  
↓  
S野さんは  
**課税事業者**

みなし登録期間（4か月）を超過してしまった場合、S野さんが**免税事業者**として登録を受けるか、**課税事業者**として登録を受けるかで扱いが異なるのです



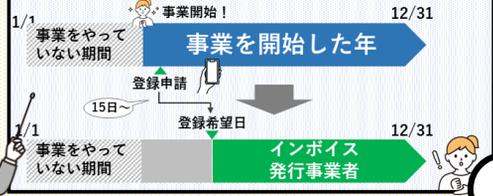
他方、**課税事業者**の方が登録申請を行う場合、登録希望日の記載はできず、登録を受けた日からインボイス発行事業者になります



※ 元々課税事業者なので、未登録の期間中の取引についても消費税の申告納付が必要となります

第1話でもご説明しましたが、**免税事業者**の場合、「登録希望日」から登録を受けることが可能です

この「登録希望日」は、登録申請書を提出した日の15日以降の日なので、その日からインボイス発行事業者として課税事業者になるわけです



つまり、みなし登録期間を超過して登録を受ける場合、あなたが…

免税事業者



登録希望日から登録

課税事業者



登録を受けた日から登録

となります



それで私を知っていたのですね…



その時は、新たに事業を開始した事業者は、その年の1月1日に遡って登録を受けられると言っていました。私のように相続による場合は適用できないのでしょうか？

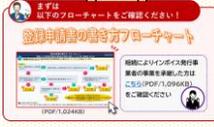
実は第1話…しっかり読んでいます…！



国税庁 申請手続きページ



さっそく見てみます！



いずれにせよ、相続の場合には登録申請が通常の新規事業者の場合と異なりますのでe-Taxでの申請を強くおすすめします

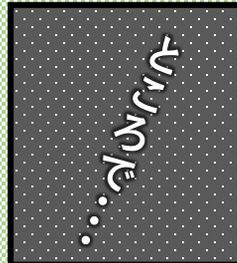
書面申請の場合、フローチャートもご参照ください



その年の相続前から他の事業を始めていたような場合は別ですが、基本的には遡って登録を受けることはできません



我々S野、三兄弟なんです…！



ただ、実際には特定の相続人だけが承継した事業を行い、結果的に被相続人の事業を行うことがなかった相続人においては、みなし登録期間中、他に何の課税取引も行っていないのであれば、消費税の申告納税を行う必要はありません



その場合、相続人全員で事業を承継したのであれば、全員にみなし登録期間が生じることになります

このように相続人が複数いる場合どうなるのでしょうか？



### まとめ

相続により事業を承継した事業者の方に向けてご留意いただきたい事項をまとめるとこんな感じになります



インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継した場合、「みなし登録期間」が発生します

みなし登録期間中は、課税事業者とみなされますので消費税の申告納税が必要です

そのまま継続してインボイス発行事業者になる場合、**みなし登録期間中に登録申請書を提出**するとスムーズです

登録申請書の提出は、**e-Tax**で！

国税庁「申請手続」ページをご参照ください

ありがとうございました！  
ありがとうございました！  
ありがとうございました！

